

## 不妊治療現場の過去・現在・未来

連載 14

# 法廷に残した痕跡

荒木 晃子

### 傷痕の変遷

今おもえば、文中に記述のある、(当時は)身体に残っていたであろう後遺症も、私の見る限りでは誰も気づかないほどに回復し、現在の彼女からは想像すらできないほどだ。

B 子さんが 20 年前に書き綴った心中に、私から何も問うことはなかった。もし、彼女が自ら“それ”を語るができるならば、この資料を私に渡すことはしないだろうと考えたからだ。裁判記録には、後悔、懺悔、怒り、憤り、悲しみ、疑念といったあらゆる言葉で、当時の彼女が感じていたであろう心情を表現している。その頃の彼女が知る限りの言語を用いて、その苦しみを訴えたかったに違いない。表現しても、しつくせないほどの心中があったかもしれないのだ。おそらくそれは、身体に残る後遺症とはまた別に、こころに大きな傷跡を残していたはずだ。しかし、裁判を起こした当初はあったはずの「その傷」を、現在

の彼女から感じることはできない。B 子さん本人も、「今でも、後悔はしていない」と、確かに語っていた。その真偽のほどを、いまいちど確かめなければ、そう思った。

彼女はただ、時の流れに身もこころも委ねたわけではなかった。少なくとも、不妊治療中に起きた医療事故に対しては、自らその真偽を確かめるための裁判を起こしている。移りゆく歳月を、自らの意思でつかって生きてきたのだ。裁判所に提出した報告書に、「せめて、精神の健康だけは保っていきたいという思いがあるからこそ、この胸に残る疑念を払拭したいと、切に願っている」とあるように、また、先述した山口氏の著書にも、「身体に残る後遺症は一生消えないかもしれませんが、しかし、こころにだけは後遺症を残したくないのです」ともあるように、後遺症が残る身体とは別に、自身の内面にわき起こる疑念を払拭し、明日を生きるための裁判だったのだ。

やはり、20年という歳月は、彼女の身体とこころの変遷に必要な時間だったのだろう。

過去に起きた出来事を語ることを選ばなかったB子さんに、当時の状況やその際の心情を、いまさらながら、たずねることは避けたい。ときに、大きなトラウマとなる出来事や、ショッキングな事件に遭遇した体験を回想する作業は、その当事者にとって、苦痛以外のなにものでもない追体験にかわる恐れがあるからだ。特に、話し手がその経験を、あえて話したくない場合や、時間の経過と共に、話さなくてもよくなった場合には、無理に聴きだそうとする行為そのものが、できた瘡蓋をはがすような結果に終わる可能性は否めない。ふさがった傷口を再び広げる行為にかわる危険性があることには、注意を払わなければならない。今回のB子さんもしかり。用心深くアプローチする必要がある。こころの傷は外からは見えないがゆえに、丁寧かつ慎重に、焦点を定め、ぶれることなく、そろりと近づいていかねばならない。まずは、目の前にある資料の中から、当時のB子さんを知る手掛かりを探ることが先決だ。確か、裁判の終結までに、原告として意見を述べる機会は、冒頭陳述の他にもあったはずだ。それを探してみよう。

### 最終意見陳述

裁判の結審の前に、その機会は確かにあった。

先に結論をいうと、その後、判決として、裁判長より和解勧告が出され、被告側医師と医療法人に和解金額が提示されている。その金額は、原告側が求めた損害請求金額

とはかけ離れてはいるものの、判決そのものは、実質、「原告側の勝利」を意味する。厳密に言うと、勝訴判決が出たわけではないが、原告側の主訴が却下されなかった、つまり、訴えが認められたことになる。判決文には、個人の医療過誤裁判では、異例ともいえる高額な和解金額が提示され、それに加え、原告が〇病院に支払った医療費全額が返還されること、とある。

判決を目前に、約5年にわたる経過を闘い抜いたB子さんが、最後に法廷に提出した文章を、以下に紹介する。

#### 【甲第六五号証】

私は来月三九才の誕生日を迎えます。丁度九年前、三〇才になった私は、「不妊」という病気を治療するために決心をして、勇気をもって専門病院の門を叩いたのです。

おそろおそろ病院に足を踏み入れたその日から、私の生活は一変してしまいました。それからというもの、数年にわたって、長く辛い治療の日々が始まったからです。しかし、長年に及んだ苦しい不妊治療も、主治医の指導に忠実に通院した日々も、いま思えば、それなりに充実した時間ではあったと思います。その時期の私は、例え、どのような状況であっても、その胸中には常に、「これで子どもが授かるかもしれない」と、夢と希望を抱いていたからです。そのおもいは、不妊の治療に伴う、いかなる苦痛をも耐え忍ぶ、精神力を支えてくれました。

しかし、平成三年六月〇病院で発症したSJ症候群という病気は、私の内にあった強い精神力も、夢も、希望さえも、粉々に砕いてしまったのです。本当に恐ろしい病気です。

私を含めて、家族も周囲の人たちも、かつ

て見たことも聞いたこともない凄まじい症状でした。ある人は、その時の私のさまを、「まるで、一見して、原爆で被爆した人間と同じようだった」と語ってくれました。何も見えず、何もわからなかった私は、病と闘いぬきました。そして、その戦いで受けた傷は、あまりにも大きく、四年半を経過した現在も、身体じゅう、いたるところに、その傷痕を残し、さらにその傷はあまりにも深く、ここにまでも刻み込まれています。

SJ 症候群に対するこころの傷は、病院への不信感や、薬剤や治療への恐怖心といった形であらわれ、どこの家庭にでもある常備薬の服用にも、細心の注意を払っていますし、体調に不調を覚えた際にも、まず、病院の選択も限られた範囲の中でのものとなります。(ある日などは) 意を決して、受診してはみたものの、「既往症」の欄に、SJ 症候群と書きいれると、2 度ほど、投薬及び、治療自体を断られた事さえあるのです。このような事態は、今後も変わる事はないのだと、半ばあきらめています。

さらに、SJ 症候群が残した傷痕は、まだ、身体じゅう至るところにあります。現在の私は、一見して“普通の女性となんら変わらない”ように見えると思います。その外見からは、SJ 症候群が、どんなに恐ろしい病気であったのか、決して察する事さえできないと思います。しかし現実には、私は、あの病気を境に、別人のようになってしまったのです。

例えば、現在でも、外出の折には、顔や首に残る(黒い)シミを隠すために、いつもより念入りに化粧をしなければなりません。以前は何よりの自慢だった、“父親譲りの太く黒い眉毛”は、もう、まばらにしか生えていませんし、まつ毛も薄くなりました。また、熱

い夏はもちろんのこと、年間を通して、首から足の爪先まで、肌をすべて覆い隠すような衣服を選んで着用しています。

以前から私は、四季の中で、夏が一番好きで、海へプールへと、友人や家族、そして、愛する主人とよく出かけたものでした。しかし、この数年間は、水着を着用した事さえありません。素足で外出する勇気も出ないのです。その原因は、現在もなお、全身に残る、皮膚を覆い尽くす世界地図のような、黒いシミによるものです。

それらは、以前の私には無かったもので、いまだ消える事もなく、決して“普通の女性の肌”の状態ではありません。さらに、一部欠損した(ままの)手足の爪を、人目に触れる事の無いように、外出の際には、細心の注意を払っています。日常の、家族や友人との楽しい会話の途中でさえ、突然せき込んだり、自ら涙腺を十分補充できなくなった両眼には、常時点眼薬は欠かせません。現在も続く、眼科、皮膚科への定期的な通院も、おそらく、私の一生を通して日常のこととなるでしょう。そして、このような、日頃の細かなこころ掛けや、小さな苦痛も、それが度重なり、毎日のこととなれば、それは(やがて)大きな負担となり、普通の人々が当然のように送れるはずの毎日も、私にとっては、生活そのものに疲労を伴うのです。

九年前には、不妊治療のために通院を始めたはずでしたが、今は、SJ 症候群の後遺症の悪化を防ぐためだけに、限られた専門医がおられる病院へ、通院を繰り返しています。

その原因となり、さらに、ある意味では、私の運命を決定づけたともいえる、SJ 症候群の発症から、現在に至るまでの約五年間は、私にとって何十年にも感じられるほど、長く

苦しい時間でした。そして、その間にうしな  
ったものは、あまりにも多すぎて、すべては  
語り尽くせぬほどです。たとえば、具体的に  
ひとつの言葉にするならば、「人生に何度かチ  
ャンスがあるならば、私は、その中で、とて  
も大きな、そして、最初で最後であったと考  
えられるチャンスのひとつを失った」のです。

一般的に、女性の出産可能な年齢には制限  
があり、私は、そのタイム・リミットを、い  
ま、まさに迎えようとしています。三〇才の  
誕生日と時を同じくして、その準備と治療に  
かかり、近年急速に発展を遂げている不妊治  
療の先端技術に、その身をゆだねた直後に、  
何らその成果をみないまま、現在にいたっ  
ているのです。

ひとくちに、不妊治療といっても、ただ“身  
体の一部の疾患を治療する”という意味以上  
のものがあるのです。それには、社会的にも、  
精神的にも、肉体的にも、複雑な問題や要素  
がからみ、強い意志と、忍耐と勇気を要する  
治療でした。そして、家族の理解と励ましを  
受け、経済的な問題などをすべてクリアした  
うえで、健康な身体で受けるのが望ましい治  
療だったのです。

そのような治療を数年継続し、何ら成果が  
得られなかったのは、自らが望んだ試練です  
から、仕方のないことと考えております。し  
かし、その後、子どもが授かるか授からない  
かは、時が来れば、いずれかの結果が得られ  
るはずでした。あの、いまわしい病気さえ、  
発症しなければ、そして、発症と同時に、不  
妊治療にみる現代医学の高度技術をもって、  
早期に対応できておれば、その後の不妊治療  
に耐えられる体力・気力が今でもあったと思  
います。以前に可能であった治療が、今は不  
可能なものとなってしまいました。（それが）

無念でなりません。

平成五年五月三十一日付の報告書で、症状  
については詳しく書かせていただきましたが、  
その苦しみは、この世のものとは思えないほ  
どでした。また、その苦しさは、〇病院で入  
院中は何ひとつ癒されることはありませんで  
した。そして、その苦しみから生じた、いか  
なる疑念に対しても、病院からは納得できる  
返答を得られず、さらに裁判での病院側の回  
答内容も、満足できるものではありません。

例えば、私は昭和六三年十一月が、〇病院  
の初診であり、〇医師の証言にあるような処  
置は、それ以前には受けたことはありません。  
また、SJ症候群に関しても、裁判開始以前に、  
直接本人から説明を聞いた際には、「その病名  
はきいたことがない。知らなかった」と答  
えておられたはずです。

当時の私は、医師を信頼し、我が身をゆだ  
ね、生命をも託していたのです。

現在、子どもを授かるだけが、人生のすべ  
てだとは、もちろん考えてはいませんが、(そ  
れは)少なくとも、私に与えられた大きな選  
択肢だったのです。それ(その選択肢をもつ  
こと)を継続する事さえ不可能になった今も、  
「なぜ? (こんなことになったのか)」と、問  
いかけずにはいられないのです。

判決を前に、私たち夫婦が、四年以上の間、  
問い続けてきた(待ち続けてきた)回答を、  
法廷で得られることを、うれしく思ってお  
ります。同時に、一人の患者が勇気を振り絞  
って投げかけた、小さな疑問の答えを、直接、  
その主治医から得られなかったことが残念で  
なりません。

コスモシン(抗生剤の名称:コスモシンは、  
B子さんの公判中、副作用による事故が相次  
ぎ、国内では製造販売中止になった)の投与

が、私の治療に必要なものであったのか。SJ症候群（の発症）が、どうしても避けられないものであったのか。それを病院側が予見しにくい、見つけにくい特異な症状であったのか。（その際の）治療が遅れたり、当時や現在も（私の身体に）残る、肉体やこころの症状が、やむをえないものであったのか。裁判所の公正なご判断を仰ぎたいと思っております。

また、判決をいただいた後は、現在残されている、「私の人生の可能性」のいずれかを選択して生きていこうと考えております。

ありがとうございました。

【平成八年四月十日 B子さん著名】

以上が、40歳を目前にしたB子さんが、手書きで書いた最終陳述書である。本来ならば、自筆の書面をそのまま紹介したいところだが、「**達筆ではないので、それは遠慮したい**」と、本人からの希望もあり、文中の（ ）内に必要な説明を加筆したうえで、書き写すこととした。

## 闘いの痕跡

預かった資料にひと通り目を通す作業には、結果として、膨大な時間と労力を費やすこととなった。しかもそれが、医療裁判の記録だったのだからなおさらである。法律用語の専門性もさることながら、医療裁判ともなると、日常的な用語の使用頻度が減少し、その分証言内容や医療事故が起きた際の状況説明などの記録は難解を極める。資料には、状況証拠など、B子さん夫婦が裁判に至る経過に始まり、その終結までの公判中、すべての証人尋問や証言記録が書き記されている。裁判所に申請された証人は、2名の原告を除き全員が医師であ

るため、その証言内容も当然専門性が高い。まるで、そこには、原告である“B子さんというひとりの女性”の存在を無視するかのように、彼女に起きた病変とその医学的対応に焦点を絞り、詳細に語った記録がある。この内容を本人が直接聴いていたとしたら、怒りと羞恥心、そして、大きな憤りを覚えたのではないか、同じ女性として、そう感じずにはいられない内容であった。

一例をあげると、生殖医療領域の病態に対する医学的対応は、子宮内部や膣など、女性器を含む女性の生殖器官に対する処置がなされるのであって、当然ながら、証拠保全手続きを経て提出されたB子さんの当時の医療カルテにその争点がある以上、証人尋問の際に、例え部分的にであれ生殖に関わる記述が採用されるのは、しかたの無いことだろう。しかし、どう考えてみても、自分の婦人科医療カルテが、公開された法廷で読み上げられることを想像すると、決してこころ穏やかではいられないはずだ。ましてや、それが不妊を治療するという、できれば、だれにも知られたくない類の医療カルテなら、なおさらではないのか。

さらに、争点の中核となるSJ症候群の後遺症に至っては、生殖器官を中心とした病態が、今後原告夫婦にどういった支障をきたすのかも論点のひとつとなっていたため、夫婦の性行為に関する質疑応答が、被告医師と原告代理人（いずれも男性）とのあいだに交わされている。訴訟は民事とはいえ、法廷は公開の場であり、その傍聴席には、関係者以外にも、本事件に関心を寄せる民衆がいたとしても不思議はない。つまり、限られた空間とはいえ、公共の場で“夫婦の性”に関する論争が繰り広げられたこと

になる。そのことを思うと、いたたまれない気持ちになる。

私が、そんなおもいにかられたのは、その点に関してだけではない。彼女にSJ症候群の重篤な副作用が生じてから裁判の最終陳述までには、6年ほどの歳月が流れている。しかも、最終陳述の際に提出したB子さんの陳述書には、その時もお重篤な後遺症が残っており、日常生活に支障をきたしている、との記述がある。つまり彼女は、後遺症と闘いながら、さらに、法廷でも闘っていたこととなる。二重の苦痛を味わっていたわけだ。後遺症を抱えつつ、医療者でも法律家でもないB子さんは、専門家たちが繰り広げる質疑応答を、どんな思いで聴いていたのだろうか。そう思うと、今度は彼女を痛ましくさえおもう。

それともう一点。どうしても、B子さんに確認したいことがあった。当時、彼女が手書きでしたための最終陳述書の一文にそれはある。彼女はその末尾を、「(前略)判決をいただいた後は、**現在残されている、「私の人生の可能性」のいずれかを選択して生きていこうと考えております**」と結んでいる。公判の冒頭提出した訴状には、「(前略)このような、**無念な気持ちを1日も早く拭い去って、主人と二人の人生を、大切な家族と共に、将来は健康に過ごせるならば、と、最近、やっと考える事ができるようになってきた**」とあったのだ。この二つの文章を対比させてみると、B子さんのおもいが、大きく変化していることに気づく。裁判が始まった頃、彼女は、「**主人と二人の人生を、大切な家族と共に、健康に暮らす**」ことを願っていた。しかし、裁判の最終を迎えた頃、彼女は、「**現在残されている**

**『私の人生の可能性』のいずれかを選択して生きていこう**」と結んでいる。

「二人の人生を生きる」ために始まった裁判が、その最終を迎えたころには、『**私の人生の可能性**』を生きる」ための闘いにかわっていたのだ。この「違い」だけは、彼女に直接確かめなければならない。自ら作成した文章に、彼女が気づいていないはずはない、そう推測する。彼女が私に、“**知ってほしい**”と手渡した資料も読み込んだ。しかし、これだけで、彼女の語りたかった過去を、すべて知り尽くしたとは考えていない。とはいえ、例え一片であっても、いま、それを知った私に、彼女は何を語ってくれるのだろうか。聴きたい衝動にかられる自分に、「それを語るか否かは、彼女自身が決めることだ」と自戒する。彼女の資料を読み終えた“今の気持ち”をそのまま伝え、**気負わず、こころを静寂に保ちB子さんの前に佇めばいい、自分にそう言い聞かせ、はやる気持ちを抑えつつ、面会希望の旨を伝えた。**

#### <ひとくちメモ>

面接場面で必要に応じ、話し手の話を、聴き手が要約し明確化することをフィードバックと呼ぶ。その目的のひとつに、話し手の主訴の確認がある。その際、聴き手の反応(例えば、何を理解し、何が分からないか)を伝えることで、互いの認識や、引き続き展開する関係への合意を確認することが可能となる。面接関係で起きるこのような“やりとり”には、聴き手が常に話し手の話に傾聴し、受容し、共感することがその前提となるが、その際、私ならばこうするとか、私にはそう思えない・できない・許せないといった、聴き手の否定的な主観が

入ってはならない。「聴く」際に必要な、傾聴・受容・共感する聴き手の態度は、常に、客観的・社会的・観察的といった多面的な視点で、援助者として、必要に応じた柔軟な発想と、“話し手にはない思考”が役立つ場合が多い。

### フィードバック

しばらくぶりの面会であった。よほど急いだせいか、せき込みながら入室するB子さんをみて、以前より、もっと身近な存在におもえたのはおそらく私だけではなかったのだろう。

「ごめんね！遅くなっちゃって」

着ていたコートを素早く脱ぎながら、彼女は以前にもまして、気軽にひとこと詫びを入れた。そのあといつもの椅子に、ドスンと音をたて深く腰掛け、ふう～！と、声に出して大きく息を吐く。その様を、黙って見つめていた私の視線に気がついたのか、にっこりと、久しく見る事のなかった満面の笑みを浮かべた。多少緊張気味に、彼女の来室を待っていた私は、その笑顔に充分に応えるだけの笑顔を返す。久しい再会をとてもうれしくおもえたからだ。まるで、旧知の親友にやっと出会えたような、ほっとした感覚がある。

互いに挨拶をかわし、「その後、いかがでしたか？」と、いつも継続面接の冒頭にかける言葉を口にする、B子さんは、その言葉を待っていたかのように、口火を切って話し始める。

「本当は、あのあとずいぶん悩んだのよ」なにを？と、思わずたずねそうになるのをこらえ、ただうなづく。

「そう・・あなたに、“あれ”を渡して良か

ったのかなあ、って。いきなり、裁判記録を渡されて、困っているんじゃないのかなあ、って」

B子さんは、渡したことを後悔しているわけではなかった。“受け取った私”を気遣い、困惑していたのだという。

話し手が聴き手を気遣ったり、聴き手の反応を気にしたりすることが、面接場面にはよくある。経験上では、そのほとんどが、「聴き手が話を理解できているか否か」、または、「話をする自分をどう思っているのか」、「自分の考えは間違っていないか」など、話し手が、聴き手の反応を確認したい場合が多い。ラポールが形成された両者の関係を“失いたくない”と話し手が考え始めた際や、聴き手の力量を確かめる試し行動でもある。

このままではいけない、そう気付いた瞬間、私の口が反射的に開いた。

「大丈夫です。反対に、私としては、こんな貴重な資料をよく開示してくださったなあと、感慨深い思いで読み続けていたのです。そして、あらためて思うことがありました。それは、これまでの人生を生き抜いたB子さんの“生きていく力”のすごさです。資料を拝見しただけでも、その時B子さんの身に起きた“事の重大さ”を知ることができました。それは、おそらく、想像を絶するほどの苦しみを伴っていたであろうこと。その出来事は、誰もが予想できなかったであろうこと。そして、それがB子さんの不妊治療の結末だったのだろうということ。資料を読みながら、私の中でいろんな思いがグルグルとめぐっていました。その中で、私が最も気がかりに思ったのは、それを体験したB子さんの“おもい”です。

そもそも、子どもがほしいという理由で始めた不妊治療が、結果として、生死の境をさまようほどの重篤な症状にまで至ったのですよね？」

あっけにとられたように、“語りはじめた私”を眺めていたB子さんは、無言のまま頷く。その頬がこころなしか赤く高揚していることに気付いたものの、そのまま話し続けることにした。

#### 聴き手が語る時

「勿論、B子さんにとっても、また、ご家族にとっても、想像だにできない事件だったと思います。そして、その後、後遺症を抱えた状態で臨んだ医療裁判を5年も…。B子さんが、どういったおもいで裁判に臨んだのかは、訴状にあった陳述書を読みました。そのことを含め、そこから長い裁判の期間中、どういうおもいで過ごされたのか、そして、その後、そのおもいを抱え、どのように生きてこられたのか、とても気がかりでならないのです。理由は、裁判冒頭の訴状にあった陳述書と、裁判終結直前の最終陳述書に書いておられた、“B子さんのそれぞれのおもい”にあります。書面には、裁判を始めたころのB子さんのおもいと、5年という歳月をかけて裁判を闘い抜いた後のB子さんのおもいがありました。いま、その二つの書面にある“気持ちの変化”を、確かめずにはいられない私がいま。B子さんの体験は、私にとって、とうてい考えが及ばない出来事ですし、お恥ずかしいことに、想像すらできません。“単なるアクシデント”では済まされないし、“それも運命だった”という言葉では簡単には括れない、そう思うのです。それと・・・あ

の裁判記録の中の証拠写真に写っているB子さんからは、誰も現在のB子さんを想像できないはずです。あれほどむごい症状のB子さんをみて、正直、私はおもわず目をそらしてしまいました。ごめんなさいね、こんなこと言って・・・いけないとわかっていても、その頃のB子さんをおもうと、かわいそうで涙を流さずにはいられなかった。そのことを、最初に謝罪させてください」。

一気にそこまで話し終えると、いつの間にか涙を浮かべ、肩で息をしている自分があった。ドキドキと心臓も波打っている。この分だと、おそらく話の終盤はいつもより幾分声も大きかっただろう。いつになく、感情が高ぶっていることに気づく。そのせいか、今は無精にB子さんの返事がほしかった。思いのほか、必要なフィードバック以上に話過ぎた懸念もある。しかしながら、今はそれでいい、とも思う。すべてをみせてくれたB子さんに対して、一切駆け引きの無い、私の胸のうちを差し出したかった。一秒が長く感じる。“なんでもいい、私が投げかけた言葉に反応してほしい”、こころの中で、そう叫んでいた。瞬きもせずじっと彼女を見つめる私の目が、間違いなくその胸中を語っていたに違いない。私はただ、彼女の言葉を待つしかなかった。

(次号へ続く)